

資料 1

〔平成 27 年 10 月 23 日〕  
〔地方財政審議会〕

地方税法第389条第1項第1号及び第2号の償却資産を指定する件の一部改正について

資料 1-1

地方税法第389条第1項第1号及び第2号の償却資産を指定する件の一部改正について(総括)

区 分		知 事 配 分			大 臣 配 分			計		
		改正前	改正後	増 減	改正前	改正後	増 減	改正前	改正後	増 減
第1号資産	船舶を除く	90	90	-	670	670	-	760	760	-
	船 舶	195	195	-	1,417	1,417	-	1,612	1,612	-
第1号資産の計		285	285	-	2,087	2,087	-	2,372	2,372	-
第2号資産		350	352	2	132	132	-	482	484	2
合計		635	637	2	2,219	2,219	-	2,854	2,856	2

## 地方税法第389条第1項第1号の償却資産を指定する件の一部改正について（内訳）

区 分		平成27年 3月現在 (A)	新規指定(B)	指定取消(C)	増減(B)-(C)	指定変更(D)	計(A)+(B)-(C)	備 考
船舶を除く	知事配分	鉄軌道（車両）	81	-	-	-	81	
		索道（搬器）	2	-	-	-	2	
		航空機	7	-	-	-	7	
	知事配分の計		90	-	-	-	90	
	大臣配分	鉄軌道（車両）	67	-	-	-	67	
		航空機	603	-	-	-	603	
	大臣配分の計		670	-	-	-	670	
<b>船舶を除く の計</b>		<b>760</b>	-	-	-	-	<b>760</b>	
船 舶	知事配分	195	1	1	-	-	195	新規指定1件（課税客体として判明したもの1件） 指定取消1件（解撤1件）
	大臣配分	1,417	-	-	-	-	1,417	
<b>船舶 の計</b>		<b>1,612</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	-	-	<b>1,612</b>	
<b>合 計</b>		<b>2,372</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	-	-	<b>2,372</b>	

## 地方税法第389条第1項第2号の償却資産を指定する件の一部改正について(内訳)

区 分		平成27年 3月現在 (A)	新規指定(B)	指定取消(C)	増減(B)-(C)	指定変更(D)	計④)+(B)-(C)	備 考
知事配分	鉄軌道(車両を除く)	83	-	-	-	-	83	
	ガス	34	-	-	-	-	34	
	電気	33	2	-	2	-	35	新規指定2件(事業開始2件)
	道路	9	-	-	-	-	9	
	電気通信	44	-	-	-	-	44	
	天然ガス	18	-	-	-	-	18	
	ダム	8	-	-	-	-	8	
	索道(搬器を除く)	2	-	-	-	-	2	
	送水管	4	-	-	-	-	4	
	原料運搬	2	-	-	-	-	2	
	その他	113	-	-	-	-	113	
<b>知事配分の計</b>		<b>350</b>	<b>2</b>	<b>-</b>	<b>2</b>	<b>-</b>	<b>352</b>	
大臣配分	鉄軌道(車両を除く)	43	-	-	-	-	43	
	ガス	11	-	-	-	-	11	
	電気	19	-	-	-	-	19	
	道路	6	-	-	-	-	6	
	電気通信	17	-	-	-	-	17	
	天然ガス	6	-	-	-	-	6	
	ダム	1	-	-	-	-	1	
	その他	29	-	-	-	-	29	
<b>大臣配分の計</b>		<b>132</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>132</b>	
<b>合 計</b>		<b>482</b>	<b>2</b>	<b>-</b>	<b>2</b>	<b>-</b>	<b>484</b>	